

平成30年 3 月 7 日

職員宿舎入居者 各位

学 長

「宿舎等使用料の改定」について（通知）

入居者の皆様におかれましては、平素より本学宿舎規則を遵守し、ご使用いただきありがとうございます。

本学の宿舎等使用料については、既に平成25年7月18日付け「国立大学法人山口大学宿舎規則の一部改正」及び「宿舎使用料の見直し」について（通知）で平成26年4月から段階的に引き上げることをお知らせしておりますが、平成30年1月31日公布の国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（政令第16号）及び国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第2号）の施行により、別紙（平成30年度宿舎等使用料一覧）のとおり平成30年4月1日より宿舎等使用料を改定しますのでお知らせいたします。

この件に関する問い合わせ先

財務部財務課（宿舎担当）：083(933)5101